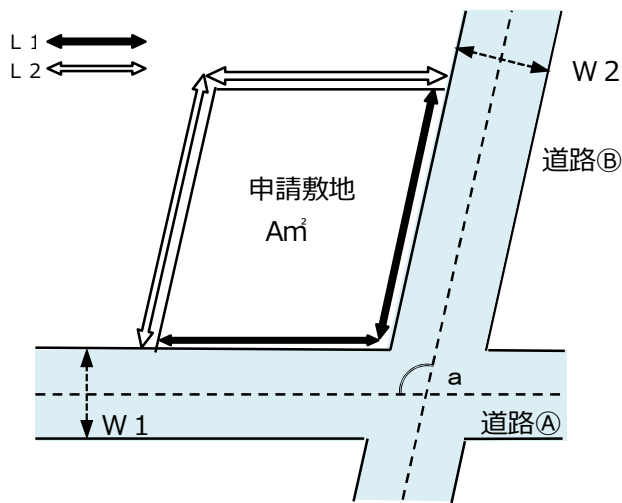


集団規定 2-5	建ぺい率
角地緩和の取扱い	
関連条項：法第53条第3項第2号、堺市建築基準法施行細則第6条	

【内容】

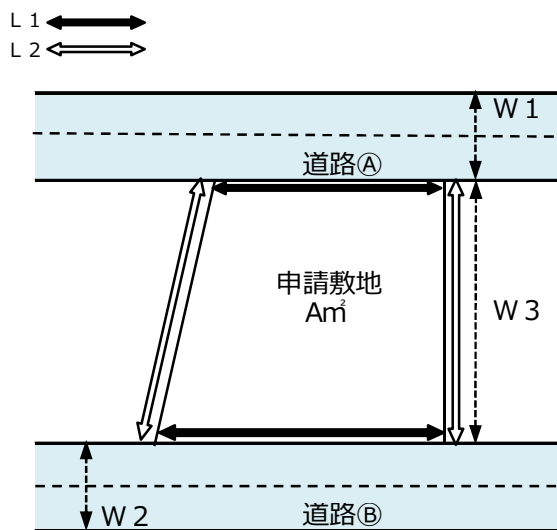
以下の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地として、建ぺい率の緩和を適用する。

（１） 2つの道路によってできた角敷地



- ①道路の内角： $a \leq 120^\circ$
- ②接道延長： $\frac{L1}{L1+L2} \geq \frac{1}{3}$
- ③道路幅員：
 $A \leq 200\text{m}^2$ の時
 $W1 \geq 4\text{m}$ 、 $W2 \geq 4\text{m}$
 $A > 200\text{m}^2$ の時
 $W1 \geq 6\text{m}$ 、 $W2 \geq 6\text{m}$
 かつ $W1 + W2 \geq 15\text{m}$

（２） 2つの道路の間にある敷地



- ①敷地の奥行き： $W3 \leq 25\text{m}$
- ②接道延長： $\frac{L1}{L1+L2} \geq \frac{1}{4}$
- ③道路幅員：
 $A \leq 200\text{m}^2$ の時
 $W1 \geq 4\text{m}$ 、 $W2 \geq 4\text{m}$
 $A > 200\text{m}^2$ の時
 $W1 \geq 6\text{m}$ 、 $W2 \geq 6\text{m}$
 かつ $W1 + W2 \geq 15\text{m}$

※ また、（１）又は（２）での道路A・道路Bが、公園・広場・水面その他これらに類するもの場合、その部分が上記の①から③の条件に当てはまるものであれば、建ぺい率が緩和できる場合がある。

- ・ 図 1 のような敷地の場合は a と b の合計を L1 とし、(2) に該当すれば、建ぺい率の緩和が適用できる。

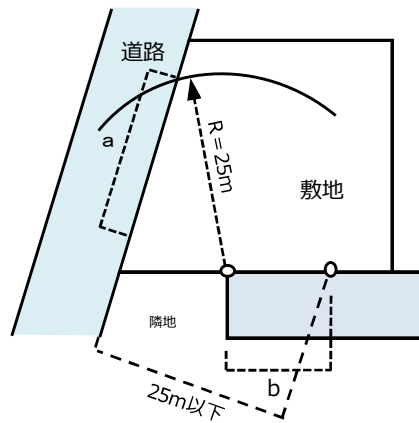


図 1

- ・ 図 2 のように道路と公園または水面その他これらに類するもの間にある敷地の場合は c と d の合計を L1 とし、(2) に該当すれば、建ぺい率の緩和が適用できる。

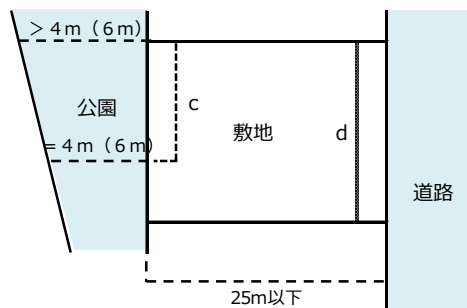


図 2

- ・ 図 3 のような回転帯がある敷地の場合は、e が 2 m 以上で、(1) に該当すれば、建ぺい率の緩和が適用できる。

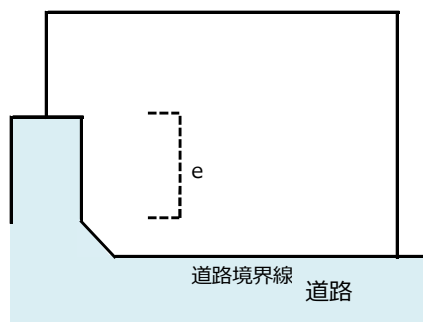


図 3

- ・ 法第 53 条第 3 項第一号との併用可能。
- ・ 接道条件が 4 m 以上の用途の場合は、接する道路のうちいずれかの道路に 4 m 以上接していればよい。
- ・ 敷地と道路に高低差がある場合も適用する。